

第14回総務・企画・議会小委員会（議事概要）

日 時 平成15年2月20日（木）AM10:00~AM11:27

場 所 峰山町防災センター

出席者数 13人（欠席1人）

傍聴者数 3人

主な議題

- （1）協議第1号 21-1 定住促進事業の取扱い（継続協議）
- （2）協議第2号 5 財産及び債務の取扱いに関すること（その1）
- （3）協議第3号 21-2 交通安全に関すること
- （4）協議第4号 21-4 選挙事務の取扱い（その2）
- （5）協議第5号 21-10 開発・景観保全の取扱い
- （6）次回の議題について
- （7）次回の小委員会の日程

議事経緯

副委員長あいさつ

会議の成立確認

委員長の選任

峰山町町会議員選挙に伴う委員の変更、またそれによる委員長の選任について

委員変更 峰山町 田中春二委員 ⇨ 平井 渉委員

委員長変更 峰山町 田中春二委員 ⇨ 丹後町 瀬川善磨委員

副委員長変更 丹後町 瀬川善磨委員 ⇨ 峰山町 平井 渉委員

議題

（1）協議第1号 21-1 定住促進事業の取扱い・・・・・・・・・・修正案で確認

「2 支援・給付事業」の調整案について、「新市において総合的な視点から検討する。」を加え、修正する。

主な意見 特になし

（2）協議第2号 5 財産及び債務の取扱いに関すること（その1）・・・・確認

主な意見

委員 地縁団体と財産区、そして覚書との関係を説明願いたい。将来、区有地の名義は地

縁団体をめざすのか。

部 会 峰山町と久美浜町にある財産区とは、合併などにより旧市町村の境界変更の時、地方自治法 294 条で設置の認められたもので、覚書とは町と区の所有を明確にしていくものである。行政としては地縁団体により法人格をとり、区の土地を登記して財産を守っていただきたい。これらは、昭和 30 年前後の合併時からの手続きができていないもので、これを機会にあるべき姿にしていきたい。

(3) 協議第 3 号 21-2 交通安全に関すること・・・・・・・・・・確認

委 員 町の交通安全指導員の任務は何か。また、交通安全協会の指導員とは同じものか。
部 会 指導員の任務としては、保育所、幼稚園、小学校、保護者の交通指導や高齢者の夜間の交通安全教室、車両・街頭広報、春・秋の交通安全運動などの取り組みがある。また、大宮町では指導員は交通安全対策協議委員会委員ということになっており、安全協会と連絡をとりながら啓発にあたっていた。また、安全協会と連絡をとりながら啓発にあたっていた。
委 員 六町には 3 つの警察署があり、合併してもそれぞれ所管の安全協会が残ると考えるので、その部分も調整をしておいていただきたい。

(4) 協議第 4 号 21-4 選挙事務の取扱い(その 2)・・・・・・・・・・継続協議

主な意見

委 員 公職選挙法では、一般選挙の区域などについては選挙管理委員会で決めることとなっているが、この小委員会での調整結果との兼ね合いはどうなっていくのか。
部 会 現六町の選挙管理委員会で、合併までにしておかねばならないことなどはっきり打ち出し調整をしていかねばと考えている。
委 員 合併後の、最初の市長、市議会議員選挙で例えば選挙区や投票所の数などの変更はあり得るか。
部 会 投票所の数の変更はあり得る。ただし、投票所や開票所などは、地域等の問題があり、最初の選挙には間に合わないかもしれない。
委 員 開票所については、市役所となる峰山町役場かその近くになるうが、投票時間から考えると丹後町などからは大変時間がかかり遅くなるが、そのことについても変更はあり得るか。
部 会 離島や交通の便など、特別な事情があると繰り上げは可能だが、それについては全市でということにはならないかもしれない。そのあたりの議論は、選挙管理委員会で出るかもしれない。
委 員 住民アンケートの結果などを参考に、議員については特例を使わないことがここで議論されたが、それを尊重する意味で、投票所の数などの選挙事務についても整理してから新市に移行されるべきと考える。
部 会 部会でも投票所の数は議論となったが、削減すると投票に行かなくなるのではといったことから、最初の選挙は従来どおりとし、その後見直していくという話になった。また、ポスター掲示場については、議員数 30 人ということで掲示板自体が大きくなり、掲示できる場所が限られてくることから、最初の選挙までに見直

しをしなければという協議はした。

委員 整理を進めていかないと、選挙に特例を使わないということとの整合性がはかれないのではないか。できるだけ努力されたい。

委員 選挙運動用の車両、ポスター作成費の公費負担は条例制定ということで、市長、議員不在であれば、合併後の最初の選挙では適用されないということか。

部会 合併後の条例制定は、専決処分で暫定の条例を制定するので適用される。

委員 専決処分するということは、事前に今の議会でも確認するということか。

部会 専決処分は市長職務執行者が行うこととなっており、これに従って合併後、市長が決まるまでの間の行政事務に係る全てについてやっていくこととなっている。したがって、その方向性を合併協議会で協議していただいております、結果は議会に伝えていただくこととなっている。

委員 選挙管理委員会はどうなるのか。

部会 現在の六町の選挙管理委員の中から互選で4人が選ばれ、暫定の選挙管理委員会を作り最初の選挙を実施する。

委員 新市建設計画では、電子投票システムの検討が重点項目にあげられたが、時間の問題、お金の問題があるかと思うが、取り組みを進められたい。

部会 部会でも、電子自治体の確立ということで検討し、今後の課題としている。

(5) 協議第5号 21-10 開発・景観保全の取扱い・・・・・・・・確認

主な意見 特になし

(6) 次回の議題について
協定項目の協議について

(7) 次回の小委員会の日程
第15回総務・企画・議会小委員会
日程 平成15年3月19日(水)午前10時00分
場所 丹後町役場

文責 峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会事務局
(速報のため、事後修正の可能性あり)